

I D	
受付日	

※「ID」欄に修習専念資金IDを記載すること。
 ※「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

返還明細書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、下記のとおり、修習専念資金の貸与を受けていた者ですが、

- ① 下記の内容を確認しました。
- ② 下記3のとおり修習専念資金を返還することを約束します。
- ③ 下記4の内容に相違ありません。
- ④ 修習専念資金の返還を終えるまでの間、毎年4月30日までにその年の4月1日における住所、電話番号、メールアドレス及び勤務先等を必ず最高裁判所へ届け出ます。

記

1 被貸与者

氏名(自署)	フリガナ	名	押印欄
	氏		
修習終了後の住所又は連絡先	フリガナ (〒 -) 都道府県		
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。		
メールアドレス	@		

(注意) 修習終了後の住所が未定の場合は、確実に連絡がとれる住所(親族方、勤務先等)を記入し、翌年4月に届け出る住所等届出において確定後の住所を届け出ること。

2 修習専念資金貸与明細

	貸与金額	交付日		貸与金額	交付日		貸与金額	交付日
第1回			第6回			第11回		
第2回			第7回			第12回		
第3回			第8回			第13回		
第4回			第9回					
第5回			第10回			合計(予定)		

(注意)

- 1 交付日とは、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。)第2条第2項の最高裁判所の定める日をいう。
- 2 第12回及び第13回の貸与金額は第11回の貸与金額を基にした予定額であり、貸与総額は貸与終了後に交付される貸与総額通知書による。

3 返還方法

返還総額	貸与を受けた修習専念資金の総額
支払方法	届出のあった住所所在地宛での納入告知書に基づき、返還総額の10分の1ずつを毎年7月25日までに納付する(10年の年賦払)。

(注意) 7月25日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日

4 保証人(①又は②のいずれかを選択する。)

① 自然人二人(住所の変更がない場合でも必ず住所を記載すること。)

氏名	フリガナ 氏	名	住所変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
住所	フリガナ (〒 -) 都道府県			
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。			
氏名	フリガナ 氏	名	住所変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
住所	フリガナ (〒 -) 都道府県			
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。			

② 最高裁判所の指定する金融機関

5 被貸与者の職業(予定しているものを含む。)(該当するものを選択する。)

職業	<input type="checkbox"/> 裁判官	} 電話番号 電話番号
	<input type="checkbox"/> 検察官	
	<input type="checkbox"/> 弁護士	
	<input type="checkbox"/> その他	

(注意)

- 1 返還明細書に署名押印の上、提出期限(修習満了日又は最高裁判所の指定する日)までに必ず提出すること。
- 2 提出期限までに提出されない場合は、規則第8条第1項第3号に基づき期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を一括して返還しなければならない。
- 3 「職業」欄の、「裁判官」は「判事補採用願」を、「検察官」は「検事採用願」を提出済みの者をいう。

【記載例】

訂正する場合は、二重線で該当箇所を抹消し、必ず押印してください。



※「ID」欄に修習専念資金IDを記載してください。
※「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

修習専念資金IDを記載してください。

返還明細書

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

最高裁判所 御中

私は、下記のとおり、修習専念資金の貸与を受けていた者ですが、

- ① 下記の内容を確認しました。
- ② 下記3のとおり修習専念資金を返還することを約束します。
- ③ 下記4の内容に相違ありません。
- ④ 修習専念資金の返還を終えた後、戸籍姓を記載してください(旧姓・通称名は不可)。フリガナは、必ず記載してください。

スタンプ式の使用はできません。朱肉で鮮明に押印してください。押し損じた場合は、余白に押し直してください。



1 被貸与者

氏名(自署)	フリガナ 氏	シホウ 司法	名 イチロウ 一郎	押印欄 司法
修習終了後の住所又は連絡先	フリガナ (〒 351 - 0104)	サイタマケン 埼玉	ワコウシ ミナミ 和光市南2-3-8-201	正確な住所を記載してください。
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	0 3 - 3 2 6 4 - × × × ×			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
メールアドレス	× × × × × × @ × × × × × ×			

(注意) 修習終了後の住所が未定の場合は、確実に連絡がとれる住所(親族方、勤務先等)を記入し、翌年4月に届け出る住所等届出において確定後の住所を届け出ること。

2 修習専念資金貸与明細

貸与金額	交付日	貸与金額	交付日	貸与金額	交付日
第1回		第6回		第11回	
第2回		第7回		第12回	
第3回		第8回		第13回	
第4回		第9回			
第5回		第10回		合計(予定)	

貸与金額・交付日及び合計金額は、用紙送付時に裁判所で記載します。

(注意)

- 1 交付日とは、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。)第2条第2項の最高裁判所の定める日をいう。
- 2 第12回及び第13回の貸与金額は第11回の貸与金額を基にした予定額であり、貸与総額は貸与終了後に交付される貸与総額通知書による。

3 返還方法

返還総額	貸与を受けた修習専念資金の総額
支払方法	届出のあった住所宛での納入告知書に基づき、返還総額の10分の1ずつを毎年7月25日までに納付する(10年の年賦払)。

(注意) 7月25日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日

4 保証人(①又は②のいずれかを選択する。)

① 自然人二人(住所の変更がない場合でも必ず住所を記載すること。)

氏名	フリガナ 氏	ワコウ 和光	タロウ 太郎	住所変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	フリガナ (〒 102 - 8651)	トウキョウト 東京	チヨダク カシミガセキ 千代田区霞が関	〇-〇-〇	
住所	電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	0 3 - 〇 〇 〇 〇 - × × × ×			
	フリガナ 氏	ワコウ 和光	モモコ 桃子	住所変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
住所	フリガナ (〒 102 - 8651)	トウキョウト 東京	チヨダク カシミガセキ 千代田区霞が関	〇-〇-〇	
	電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	0 3 - 〇 〇 〇 〇 - × × × ×			

いずれかにチェックを入れてください。

「弁護士」又は「その他」にチェックを入れた場合には、就職先が未定のときを除き、必ずかつこの中も記載してください。

② 最高裁判所の指定する金融機関

5 被貸与者の職業(予定しているものを含む。)(該当するものを選択する)

職業	<input type="checkbox"/> 裁判官	所属弁護士会 法律事務所等 勤務先等	〇〇弁護士会 〇〇法律事務所	電話番号 03-〇〇〇〇-××××
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁護士			
	<input type="checkbox"/> 検察官			
	<input type="checkbox"/> その他			

(注意)

- 1 返還明細書に署名押印の上、提出期限(修習満了日又は最高裁判所の指定する日)までに必ず提出すること。
- 2 提出期限までに提出されない場合は、規則第8条第1項第3号に基づき期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を一括して返還しなければならない。
- 3 「職業」欄の、「裁判官」は「判事補採用願」を、「検察官」は「検事採用願」を提出済みの者をいう。